

事務所だより

第15号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

健康保険の給付いろいろ

- 第7回 -

傷病手当金 その一

給与の一部
補てんに

受給のための4つの条件

病気やけがでしばらく働けなくなると給与が受けられないときに、その間の生活の保障を一部補てんする役割をする制度があります。この制度を「傷病手当金」といいます。健康保険の被保険者（働いている本人）であれば、たとえ事業主であっても傷病手当金を受給することができます。

傷病手当金を受給するためには、4つの条件をすべて満たさなければなりません。それらは、次のとおりです。

①は、仕事上や通勤中であれば、労災から補償を受けることとなりますので、傷病手当金の対象外です。

②は、今まで従事していた業務に就けない状態のことで

③は、必ず最初の3日間は、連続して休んでいなければなりません。この連続する3日間のことを「待期間」といいます。

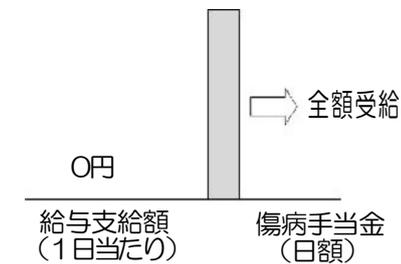
④は、休んでいる間に給与の一部を受け取っても、傷病手当金よりも少なければ、差額が支給されます。

次回は、傷病手当金についてのA&Qを掲載いたします。

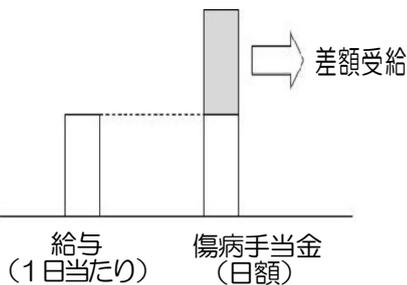
- | |
|-------------------------|
| ①. 仕事以外での病気・ケガで療養していること |
| ②. 仕事に就けないこと |
| ③. 連続して3日以上休んでいること |
| ④. 給与がゼロか相当減額していること |

(図3)

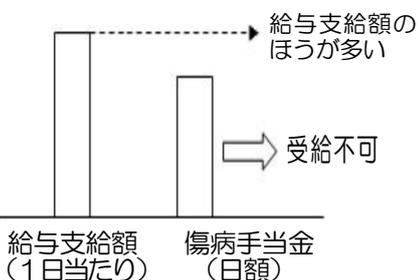
《傷病手当金を受給できる場合・例1》



《傷病手当金を受給できる場合・例2》

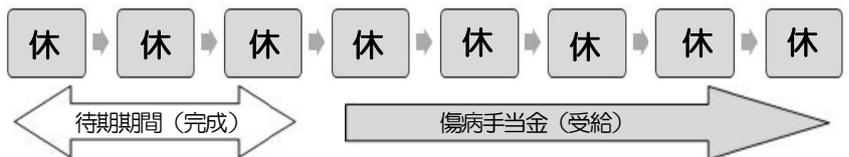


《傷病手当金を受給できない場合・例》

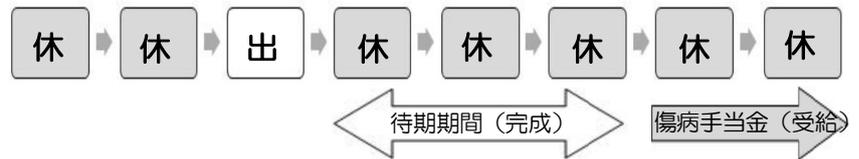


(図2)

《傷病手当金を受給できる場合・例1》



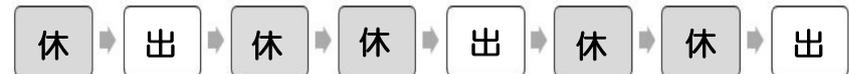
《傷病手当金を受給できる場合・例2》



《傷病手当金を受給できない場合・例1》



《傷病手当金を受給できない場合・例2》



例1・例2とも待期間が完成しないため、傷病手当金の受給ができない

